

政令第 号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和二年十月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は令和三年四月一日とする。ただし、同法第一条のうち建設業法（昭和二十四年法律第百号）目次の改正規定（「第二十七条の三十九」を「第二十七条の四十」に改める部分に限る。）、同法第二十五条の二十七（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十七条の三十九の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同法第四章の三中同条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十四条第二項の改正規定並びに建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律第二条中公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第十七条第二項の改正規定の施

行期日は、令和元年九月一日とする。